

1 趣旨

平成26年9月1日に策定した「坂出市いじめ防止基本方針」について、今後、いじめ事案に対する迅速で的確な対応を進めていくために、坂出市いじめ問題対策連絡協議会委員の意見を聞き、改定を行った。

2 主な改定内容

□いじめの防止等のための基本的な方向

①基本理念

- ・いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。
- ・全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置しない。
- ・いじめ防止等の対策は、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解することを旨としなければならない。
- ・市・学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

②いじめの定義

児童生徒に対して「当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

③いじめの早期発見

『いじめではないかとの疑いを持って、積極的にいじめを認知するように努める。』等を追加。

□学校における対策

①学校いじめ防止基本方針

- ・策定した学校いじめ防止基本方針については、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずる。
- ・内容を、児童生徒・保護者、関係機関等に説明する。 等を追加。

②いじめの未然防止

- ・特に配慮が必要な児童生徒への対応、を追加。

③いじめに対する措置

- ・組織的な対応を行う。
- ・被害児童生徒を徹底して守り通す。
- ・加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。等を加筆修正。

④いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。 等を追加。